

中間とりまとめのためのたたき台(3)

第1 相続関係事件の国際裁判管轄

1 被相続人の住所地等

裁判所は、相続に係る審判事件（注1）について、相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき（ただし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合を除き、被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後の住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。）は、管轄権を有するものとする。

2 遺産に含まれる財産の所在地

【甲案】

裁判所は、相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、当該財産の価額が著しく低いとき又は当該財産の価額の遺産の総額に占める割合が著しく低いときを除くものとする。

【乙案】

裁判所は、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分、遺言執行者の選任、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件について（注2）、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、〔当該財産についてのみ、〕管轄権を有するものとする。

3 遺産の分割に関する審判事件（注3）について

当事者は、遺産の分割に関する審判事件について、合意により、いずれの

国の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができるかについて定めることができるものとする。

(注1)「相続に係る審判事件」とは、推定相続人の廃除に関する審判事件(推定相続人の廃除、推定相続人の廃除の審判の取消し及び推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分。家事事件手続法別表第1の86の項から88の項まで。)、相続の承認及び放棄に関する審判事件(相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続財産の保存又は管理に関する処分、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理、限定承認の申述の受理、限定承認の場合における鑑定人の選任、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理。同法別表第1の89の項から95の項まで。)、財産分離に関する審判事件(財産分離、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任。同法別表第1の96の項から98の項まで。)、相続人の不存在に関する審判事件(相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任及び特別縁故者に対する相続財産の分与。同法別表第1の99の項から101の項まで。)、遺言に関する審判事件(遺言の確認、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任、遺言執行者の辞任についての許可及び負担付遺贈に係る遺言の取消し。同法別表第1の102の項から108の項まで。)、遺留分に関する審判事件(遺留分を算定する場合における鑑定人の選任及び遺留分の放棄についての許可。同法別表第1の109の項及び110の項。)、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件(同法別表第2の11の項)並びに遺産の分割に関する審判事件(遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分。同法別表第2の12の項から14の項まで。)をいう。なお、本部会資料において、家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明することがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2)乙案による管轄に服せしめる具体的な事件類型については、引き続き検討をする。

(注3)前記(注1)にあるとおり、遺産の分割に関する審判事件とは、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件をいう(家事事件手続法別表第2の12の項ないし14の項)。

(注4)相続に関する審判事件の国際裁判管轄については、本文の1ないし3の規律のほか、特定の事件類型につき固有の規律を設けることの要否及び設ける場合の内容について、引き続き検討をする。

(補足説明)

1 部会資料4－1からの変更点

(1) 被相続人の住所地等を管轄原因とすることについて（本文1）

部会において、相続に係る審判事件について財産関係事件との類似性を指摘し、民事訴訟法第3条の2第1項と同様の規律を設けるべきとの指摘があったことを踏まえ、同項と同じく、段階的に、住所、居所、最後の住所の順に管轄を認める内容の規定を提案している（注）。

（注）居所と最後の住所とのいずれを優先的な管轄原因とするかについては議論を要するとする指摘があったことから、後記2(1)において検討すべき論点として挙げている。

（参照条文）

○ 民事訴訟法

（被告の住所等による管轄権）

第三条の二 裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2・3（略）

(2) 遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とすることについて（本文2）

ア 概要

被相続人の住所地等（本文1）のほかに、遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とするか否かについては、およそいかなる事件類型についてもこれを否定するという意見はなかったものの、当該管轄原因を認めるべき事件類型や、当該管轄原因にもとづき日本の裁判所に管轄が認められた場合にされた審判の効力などについては、意見が分かれた。

そこで、本文2においては、甲案として、相続に係る審判事件に含まれる事件類型すべてについて、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める旨の提案をし、乙案として、相続に係る審判事件のうちの特定の事件類型についてのみ当該管轄原因を認める旨の提案をしている。

なお、部会資料4－1において用いていた「相続財産」とは、相続によって個々の相続人に承継された財産を包括的に呼ぶ語であって相続人

の側からみた語であり、「遺産」とは、死後に残されて相続された財産を包括的に呼ぶ語であって被相続人の側からみて残された財産の全体を指すのに用いられる語であるとされている（新法律学事典第三版（有斐閣）883 頁及び 21 頁参照）。これらの定義を踏まえると、部会資料 4－1 のように「相続財産が日本国内にあるとき」を管轄原因とすると、遺産に含まれる個別の財産全てが日本国内にあるときのみを指すのか、あるいは、遺産に含まれる個別の財産の一部が日本国内にあるときも含むのか、不明確であるとも考えられる。そこで、本部会資料では、「遺産に含まれる財産の所在地」と置き換えた。

イ 甲案

遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認めるとしても、その場合を限定する方法の要否、内容等について、引き続き検討を要することから（後記 2 (2) ア参照）、限定方法の例示として、当該財産の価額が著しく低いとき又は当該財産の遺産の総額に占める割合が著しく低いときを除く旨の規律を提案している。

ウ 乙案

(ア) 財産の管理等に関する類型の審判事件について

相続に係る審判事件のうち、「日本国内でのみ効力を有する」処分をする場合（注）について、遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とする内容の提案をしている（なお、当該管轄原因を認めるべき事件類型については、引き続き検討をすること（後記 2 (2) イ (ア) a 参照）を前提とした提案である。）。

（注）第 4 回部会において、「属地的な処分」、「日本国内でのみ効力を有するような処分」として意見が述べられた事件類型を想定している。

また、本文 2 の乙案において列举した各事件類型について、遺産に含まれる財産が日本国内に所在することを理由に我が国の管轄権が認められた場合、その審判に係る処分の効力が日本国内でのみ効力を有することを明文で規律すべきであるとする意見があったことを踏まえ、効力を限定する旨の文言の例として「当該財産についてのみ」を提案した上で、引き続き検討をすることとして（後記 2 (2) イ (ア) b 参照）、当該部分に亀甲括弧を付している。

(3) 遺産の分割に関する審判事件の合意管轄について（本文3）

遺産の分割に関する審判事件について、合意管轄を認める規律を設けるべきか否かについては、認めるべきであるとする意見が多数であったことを踏まえ、新たに、合意管轄を認める内容の規律を提案している。

もっとも、その要件等については、なお検討を要することから、後記2(3)において、検討を要する論点として挙げている。

（注）応訴管轄についても、これを認めるべきとする意見があったが、多数とまではいえないことから、本文においては応訴管轄を認める旨の提案はしていない。

2 検討すべき論点

(1) 被相続人の住所地等を管轄原因とすることについて（被相続人の居所と最後の住所の優先劣後）

本文1に関し、被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない又は居所が知れない場合には日本国内に最後の住所を有していたときを管轄原因とする場合に、居所と最後の住所の優先劣後について検討が必要であるとする意見があった。この点につきどのように考えるか。

(2) 遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とすることについて

ア 甲案関係

甲案は、相続に係る審判事件に含まれる事件類型すべてについて、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める旨の提案であるが、過剰管轄とならないよう、当該管轄を認める場合を限定することが必要であるものと考えられる（注）。

（注）なお、甲案を採用した上で、仮に総論における特別の事情による申立ての却下の規定を設ける場合には、当該規定を活用することも考えられる。

限定する方法としては、遺産に含まれる財産の割合又は額を基準とすることがあり得るとする意見があったが、これに対しては、相続に係る審判事件については、特に遺産分割を念頭におくと、民事訴訟法第3条の3第3号の規律とは異なり、当該財産の価額が遺産全体の価額に占める割合を問題とせざるを得ないところ、その割合を条文にすることは困難である、割合的なものを管轄原因に取り入れると、実務における判断が困難となり、手続の入口である管轄審査の段階で紛糾する、などの消

極的な意見もあった。

甲案において、遺産に含まれる財産の絶対的な額又は遺産の総額に占める額の相対的な割合を基準とすること及びその内容について、どのように考えるか。

イ 乙案関係

(ア) 乙案全般について

a 事件類型について

乙案は、相続に係る審判事件のうち、「日本国内でのみ効力を有する」処分をする場合に係る特定の事件類型についてのみ当該管轄を認める旨の提案であるところ、ここに列挙すべき事件類型としてはどのようなものが適切か。

b 審判の効力について

乙案で列挙した各審判事件について、審判の効力が日本国内に限られることを明文化すべきかどうかについては、積極・消極の両意見があった。

乙案においては、仮に明文化する場合の例として、法の適用に関する通則法第6条第1項やEU相続規則第10条2を参考に、亀甲括弧を付して「当該財産についてのみ」とする提案をしている。しかし、審判の効力が及ぶ範囲については、事件の性質を踏まえた解釈に委ねることも考えられる。

明文化の要否及び仮に明文化する場合のその内容について、どのように考えるか。

(参照条文)

○EU相続規則

(1) 一般的管轄権 (第4条)

死者が死亡時に常居所を有していた加盟国の裁判所は相続全体について決定を行う管轄権を有する。

(2) 補助的裁判管轄権 (第10条)

1. 死亡時の死者の常居所が加盟国に所在していない場合、遺産の資産が存在する加盟国の裁判所が、次の場合である限り、遺産の資産が存在する加盟国の裁判所が全体としての相続に対して決定を行う裁判管轄権を有する。

(a) 死者が死亡時に同加盟国の国籍を有していた場合、又は、そうでな

ければ、

(b) 死者が同加盟国に以前の常居所を有していた場合、但し、裁判所が訴訟係属した時に常居所が変更してから 5 年を超えない期間が経過していること。

2. 加盟国内の裁判所が第 1 項に従って裁判管轄権を有していない場合、それでもなお、遺産の資産が所在する加盟国の裁判所が同資産について決定を行う裁判管轄権を有する。

○ 法の適用に関する通則法

(失踪の宣告)

第六条 裁判所は、不在者が生存していたと認められる最後の時点において、不在者が日本に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

2 前項に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、不在者の財産が日本に在るときはその財産についてのみ、不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるときはその法律関係についてのみ、日本法により、失踪の宣告をすることができる。

(イ) 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件及び遺産の分割に関する審判事件について

a 遺産の一部分割を前提とした規律を設けることについて

相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件及び遺産の分割に関する審判事件については、対象となる財産のうち我が国に所在するもののみを対象とする遺産の分割等を行うことができるとし、これを前提として国際裁判管轄の規律を設けるべきであるとする意見があった。

乙案は、遺産の分割の審判事件について、遺産に含まれる財産が日本のみならず外国にも所在する場合であっても、日本に所在するもののみを日本の裁判所において分割することを前提とするところ、このような一部分割の審判を行うことについては、実体法（準拠法）上およそ許容されていないとまでは言えないものと考えられるが、実務上の困難さや不都合性を指摘する意見があった。この点についてどのように考えるか。

また、上記一部分割を前提とする規律を設ける場合であっても、

当該一部分割をすることができる場合は、遺産に含まれる財産が所在する外国で既に遺産分割がされている場合に限られるとする意見があった一方で、上記場合に限られないとする意見もあった。この点についてどのように考えるか。

b 事件類型について

前記 a の検討は、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件（家事事件手続法別表第 2 の 12 の項ないし 14 の項）を含む「遺産の分割に関する審判事件」及びこれと同様に考えることができるとされる相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件を対象としているところ、これらのうち、異なる考慮をすべき事件類型はないか。

c 明文の規律の要否

さらに、遺産の分割に関する審判事件については、遺産に含まれる財産の所在地を管轄原因とする明文の規律を設ける必要はなく、解釈に委ねるべきであるとする意見もあった。この見解は、明文がなくとも条理によって管轄が認められる場合があることを前提とする見解あるいは総論における緊急管轄の規律の活用を指摘する見解であると考えられるが、そもそも明文の規律の要否についてどのように考えるか。

(3) 遺産の分割に関する審判事件の合意管轄について

遺産の分割に関する審判事件については、遺産確認の訴え等の前提となる財産権上の訴えと管轄が異なる事態を避けるべきであること、諸外国では財産関係事件と考えられていることなどを理由として、合意管轄を認めることに賛成する意見が多数であった。

もっとも、この点については、合意管轄を認める要件を設けることとしても財産権上の訴えと異なる要件とすることは管轄が区々になることから望ましくないという意見や、少なくとも、国内の遺産分割における合意管轄に要求されている、相続人全員がした書面による合意が必要であるとする意見がある一方で、合意の時期などの要件を検討するべきであるという指摘もあった。

遺産の分割に関する審判事件について、具体的にどのような要件のもとで合意管轄を認めるべきか。

(参考) 財産権上の訴えにおける国際裁判管轄の合意管轄につき民事訴訟法第3条の7、家事事件手続法別表第二に掲げる事項についての審判事件の国内管轄における合意管轄につき同法第66条参照。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(管轄権に関する合意)

第三条の七 当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に訴えを提起することができるかについて定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

4 外国の裁判所にのみ訴えを提起することができる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

5・6 (略)

(管轄の合意)

第十一条 当事者は、第一審に限り、合意により管轄裁判所を定めることができる。

2 前項の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

○ 家事事件手続法

(合意管轄)

第六十六条 別表第二に掲げる事項についての審判事件は、この法律の他の規定により定める家庭裁判所のほか、当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

2 民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(参考) 付加的合意のほかに専属的合意を認める必要性について疑問を指摘する意見もあったが、合意管轄を認めるとすれば専属的合意も可能であるとする意見が多数であった。また、付加的合意を認めた場合に手続が並行する状態を生じ得ることについては、手続が国際的に競合した場合という一般的な問題として解決する必要があるという指摘があった。

(4) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件について

推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件については、例えば以下のように、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が係属している裁判所がある国にのみ管轄を認める旨の規律を設けることが考えられる。

裁判所は、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本国の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする。

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件については、本文 1 において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、本文 2 の甲案において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

(5) 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の審判事件などについて

ア 相続人の住所地を管轄原因とすることについて

相続の放棄の申述の受理の審判事件については、相続人の住所地における申述を認めるべき必要性が高いとする意見があったことを踏まえ、相続の放棄の申述の前段階に位置付けることができる熟慮期間の伸長の審判事件と併せて、被相続人の住所地等（本文 1）に加え、相続人の住所地を管轄原因とする規律を設けることが考えられる。

また、限定承認の申述の受理の審判事件についても、基本的には相続放棄の申述の受理事件と同様に考えることができるものと思われる。もっとも、仮に、日本法（民法第 923 条）とは異なり、相続人全員でなく

とも限定承認の申述をすることのできる外国法制があるとするれば、単に相続人の住所地が日本国内にあるときに我が国の管轄を認めることとするのは過剰である旨の意見があったことを踏まえ、被相続人の住所地等（本文1）に加え、相続人が数人あるときはそれらのすべての住所地が日本国内にあるときに我が国の管轄を認めることとする内容の規律を設けることが考えられる。

（参照条文）

○ 民法（明治29年法律第89号）

（共同相続人の限定承認）

第九百二十三条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

以上の考え方を踏まえ、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続の放棄の申述の受理及び限定承認の申述の受理の各審判事件について、相続人（ただし、限定承認の申述の受理の審判事件にあっては、相続人が数人あるときは、それらのすべて）の住所地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（参考）限定承認の熟慮期間の伸長（家事事件手続法別表第1の89の項）については、共同相続人の限定承認の申述についての民法第923条に相当する規定が存在しないことから、相続人が数人あるときはその全ての住所地でなければ管轄を認めないとする提案はしていない。

イ 限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件について

限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件については、限定承認の申述の受理と、受理に引き続く手続とが異なる法廷地で行われることは想定されていないものと考えられることができる（国内管轄につき、家事事件手続法第201条第2項及び第3項参照）。このような考え方を前提に、上記各審判事件については、限定承認の申述の受理をした裁判所がある国にのみ管轄を認める内容の規律を設けることが考えられる。

(参照条文)

○ 家事事件手続法

第二百一条 相続の承認及び放棄に関する審判事件（別表第一の八十九の項から九十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 前項の規定にかかわらず、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の九十三の項の事項についての審判事件をいう。）は、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。

3 家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その裁判所）は、相続人が数人ある場合において、限定承認の申述を受理したときは、職権で、民法第九百三十六条第一項の規定により相続財産の管理人を選任しなければならない。

4～10（略）

上記の考え方を踏まえ、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件について、日本国の裁判所が当該限定承認又は相続の放棄の申述を受理していたときに限り、管轄権を有するものとする。

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任の各審判事件については、本文1において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、本文2の甲案において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

(参考) 国内管轄は、限定承認の場合における鑑定人の選任の審判事件については、限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）とされており（家事事件手続法第201条第2項）、限定承認を受理した場合における相続財産管理人の選任の審判事件については、相続が開始した地とされている（同条第1項）。

ウ 相続の放棄の申述の受理及び限定承認の申述の受理の各審判事件と限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件との関係について

前記ア及びイの提案によると、相続の放棄の申述の受理及び限定承認の申述の受理の各審判事件は、本文1の規律及び前記アにおいて提示した規律により複数の管轄原因を有することとなるのに対し、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件は、本文1の管轄原因のみを有する。したがって、相続の放棄と限定承認については、それぞれ、取消しの申述の受理の審判事件が、申述の受理がされた国とは異なる国に管轄が認められる事態が生じ得ることとなる。

相続の放棄の申述の受理及び限定承認の申述の受理の各審判事件と限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理の審判事件について、両者の国際裁判管轄が必ず一致するような規律とすべきか。

(6) 遺言書の検認事件

ア 遺言書の所在地又は遺言書が発見された地を管轄原因とすることについて

遺言書の検認事件について、相続開始時の被相続人の住所地（本文1参照）のほかに、遺言書の所在地や遺言書が発見された地にも、管轄を認めるべきであるとする意見もあったことから、次のような規律を設けることが考えられる。

裁判所は、遺言書の検認事件について、遺言書の所在地又は遺言書が発見された地が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

（注）「遺言書が発見された地」は、「遺言書の所在地」と同じ場合もあれば、異なる場合もあるものと考えられる。

イ 「遺言書が発見された地」にも管轄を認めるか否かについて

この管轄原因については、遺言書が発見された地の認定に難があるとして、消極とする意見も出されたところ（注）、「遺言書が発見された地」を管轄原因とすることについて、どのように考えるか。

（注）例えば、誰のどのような行為があれば、遺言書が「発見された」と認められるのか、等の問題点を挙げることができる。

ウ 「遺言書の検認事件」の意義

「遺言書の検認事件」を単位事件類型として国際裁判管轄の規律を設けた場合には、実体的な遺言の効力にまで影響を及ぼす性質の事件をも含むとする意見があった一方、遺言書の保全的な意義を有する我が国の民法上の遺言書の検認に限られるとする意見もあった。

仮に、我が国の民法上の遺言書の検認についてのみ国際裁判管轄の規律を設けることとした場合であっても、我が国において実体的な遺言の効力に影響を及ぼす外国法上の遺言書の「検認」をしたい者は、遺言有効確認の訴えなどの方法によることが考えられること、現在の遺言書の検認の実務を踏まえると、日本法上の遺言書の検認及びこれと同様に証拠保全的な意味を有する外国法上の「検認」に限定して国際裁判管轄の規律を設けるべきであると考えられることもできるが、どのように考えるか（注）。

（注）日本法上の遺言書の検認に限定して国際裁判管轄の規律を設けるのであれば、例えば、「民法（明治29年法律第89号）に規定する遺言書の検認事件」などと規定することが考えられる。

(7) 遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任の許可の各審判事件について

遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任の許可の各審判事件については、我が国の裁判所が当該遺言執行者の選任をしていたときに限り、我が国の管轄権を認めるべきであると考えられることもできる。

上記の考え方を踏まえ、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可の各審判事件について、日本国の裁判所が当該遺言執行者の選任をしたときに限り、管轄権を有するものとする。

（参考）上記のような内容の規律を設ける場合、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の辞任についての許可の各審判事件については、本文1において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、本文2の甲案において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示

する規律とすることが考えられる。

- (8) 限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産管理人の選任の各審判事件について

限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産管理人の選任の各審判事件については、我が国の裁判所が当該限定承認の申述を受理したときに限り、我が国の管轄権を認めるべきであると考えられることもできる。

上記の考え方を踏まえ、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産管理人の選任の各審判事件について、日本国の裁判所が当該限定承認の申述を受理したときに限り、管轄権を有するものとする。

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、限定承認の場合における鑑定人の選任及び限定承認を受理した場合における相続財産管理人の選任の各審判事件については、本文1において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、本文2の甲案において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

- (9) 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件

財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件については、我が国の裁判所が当該財産分離の審判をしたときに限り、我が国の管轄権を認めるべきであると考えられることもできる。

上記の考え方を踏まえ、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件について、日本国の裁判所が当該財産分離の審判をしたときに限り、管轄権を有するものとする。

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、財産分離の請求後の相続財産の管理

に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任の各審判事件については、本文 1 において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、本文 2 の甲案において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

(参考) 国内管轄は、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件については、財産分離の審判事件が係属している裁判所（抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判が係属していた家庭裁判所）とされており（家事事件手続法第 202 条第 1 項第 2 号）、財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件については、財産分離の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が財産分離の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）とされている（同項第 3 号）。

(10) 相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件

相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件については、我が国の裁判所が当該相続財産の管理人の選任の審判をしたときに限り、我が国の管轄権を認めるべきであると考えられることもできる。

上記の考え方を踏まえ、次のような規律を設けることにつき、どのように考えるか。

裁判所は、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件について、日本国の裁判所が当該相続財産の管理人の選任の審判をしたときに限り、管轄権を有するものとする。

(参考) 上記のような内容の規律を設ける場合、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件については、本文 1 において、被相続人の住所地等に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示し、本文 2 の甲案において、遺産に含まれる財産の所在地に管轄を認める事件類型から除外する旨を明示する規律とすることが考えられる。

(参考) 国内管轄は、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件については、「相続が開始した地」とされており（家事事件手続法第 203 条第 1 号）、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任については、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件において相続財産の管理人の選任の審判をした家庭裁判所とされている（同条第 2 号）。